

# 平成17年3月期 第1四半期業績の概況

平成16年8月12日

上場会社名 株式会社ビーマップ (コード番号: 4316 大証ヘラクレス市場)  
 (URL <http://www.bemap.co.jp/>)  
 問合せ先 (TEL (03) 3919-3172)  
 代表者 代表取締役社長 杉野 文則  
 責任者 取締役社長室長 上野 圭一

## 1. 四半期業績の概況の作成等に係る事項

会計処理の方法の最近事業年度における認識の方法との相違の有無: 無

## 2. 平成17年3月期第1四半期の業績概況 (平成16年4月1日～平成16年6月30日)

### (1) 経営成績 (単体) の進捗状況

(千円未満切捨)

	売上高		営業利益		経常利益		当期(第1四半期) 純利益	
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
17年3月期第1四半期	132,487	△3.0	△27,117	△85.6	△23,447	△96.1	△25,979	△116.0
16年3月期第1四半期	136,532	9.3	△14,611	△621.0	△11,954	△524.3	△12,028	△1,042.9
(参考) 16年3月期	620,280		△124,953		△134,130		△727,900	

	1株当たり 当期純利益	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益
	円 銭	円 銭
17年3月期第1四半期	△1,006 35	—
16年3月期第1四半期	△972 08	—
(参考) 16年3月期	△40,600 49	—

(注) 売上高、営業利益等におけるパーセント表示は、対前年同四半期比増減率を示しております。

#### [経営成績 (単体) の進捗状況に関する定性的情報等]

当第1四半期の売上高は前年同四半期と比較して3.0%減少し、132,487千円となりました。これは主として、交通関連分野の新規開発案件が減少したため50,724千円と前年同四半期と比較して25.8%減少した反面、インターネットを使った画像閲覧サービスである「モニタリング倶楽部」が増加したことにより次世代インフラ分野が65,543千円と前年同四半期と比較して36.2%増加したことによるものであります。

売上原価に関しては、前年同四半期と比較して4.4%増加し、109,367千円となりました。これは、主として原価率の高いサービスの売上比率が増加したことによります。この結果、売上高総利益は23,119千円と前年同四半期と比較して、8,611千円減少いたしました。

販売費及び一般管理費につきましては、増床及び人件費の増加等により50,236千円と前年同四半期と比較して、3,895千円増加しており、営業損失27,117千円、経常損失23,447千円、第1四半期当期純損失25,979千円を計上する結果となりました。

## (2) 財政状態 (単体) の変動状況

	総資産	株主資本	株主資本比率	1株当たり株主資本
	千円	千円	%	円 銭
17年3月期第1四半期	1,234,110	1,027,748	83.3	39,810 53
16年3月期第1四半期	823,881	770,123	93.5	62,136 83
(参考) 16年3月期	1,290,444	1,052,479	81.6	40,768 48

## 【キャッシュ・フローの状況】

	営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 期 末 残 高
	千円	千円	千円	千円
17年3月期第1四半期	△63,770	△15,735	—	774,513
16年3月期第1四半期	△9,832	△10,090	500	528,112
(参考) 16年3月期	△90,179	△511,084	907,747	854,018

## [財政状態 (単体) の変動状況に関する定性的情報等]

## &lt;キャッシュ・フローの状況&gt;

当第1四半期の営業活動によるキャッシュ・フローは、主として売上債権の回収により16,819千円の増加となりましたが、税引前第1四半期当期純損失の計上23,486千円、買掛金の支払37,736千円、及び、たな卸資産の増加額19,758千円等の減少要因により、63,770千円の減少となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、無形固定資産等の取得により15,735千円の減少となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、該当事項ありませんでした。

以上により、現金及び現金同等物の減少額は79,505千円となりました。

3 平成17年3月期の業績予想（平成16年4月1日～平成17年3月31日）

	予想売上高	予想経常利益	予想当期純利益
	百万円	百万円	百万円
中間期	377	△8	△8
通期	741	0	0

[業績予想に関する定性的情報等]

業績予想に関しましては、平成16年5月13日に公表した『平成16年3月期 決算短信（非連結）』における「平成17年3月期の業績予想」から変更はありません。

○ 添付資料

- 第1四半期（要約）損益計算書
- 第1四半期（要約）貸借対照表
- 第1四半期キャッシュ・フロー計算書
- 生産、受注及び販売の状況
- その他

第1四半期要約損益計算書

期 間 科 目	前第1四半期会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年6月30日)		当第1四半期会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年6月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)	
	金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)
I 売上高	136,532	100.0	132,487	100.0	620,280	100.0
II 売上原価	104,802		109,367		531,592	
売上総利益	31,730	23.2	23,119	17.4	88,687	14.3
III 販売費及び一般管理費	46,341	33.9	50,236	37.9	213,641	34.4
営業損失	14,611	△10.7	27,117	△20.5	124,953	△20.1
IV 営業外収益	2,656		6,205		3,502	
V 営業外費用	—		2,536		12,679	
経常損失	11,954	△8.7	23,447	△17.7	△134,130	△21.6
VI 特別利益	200		—		200	
VII 特別損失	201		38		591,680	
税引前第1四半期(当期)純損失	11,955	△8.7	23,486	△17.7	725,610	△117.0
法人税、住民税及び事業税	72		2,493		2,290	
法人税等調整額	—	0.1	—	1.9	—	0.4
第1四半期(当期)純損失	12,028	△8.8	25,979	△19.6	727,900	△117.4
前期繰越損失	43,568		771,468		43,568	
第1四半期(当期)未処理損失	55,596		797,448		771,468	

第1四半期要約貸借対照表

期 間 科 目	前第1四半期会計期間末 (平成15年6月30日)		当第1四半期会計期間末 (平成16年6月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成16年3月31日)	
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)						
I 流動資産						
1. 現金及び預金	528,112		774,513		854,018	
2. 売掛金	161,475		133,883		150,703	
3. たな卸資産	9,940		58,150		38,391	
4. その他	19,996		21,756		12,358	
5. 貸倒引当金	—		—		—	
流動資産合計	719,524	87.3	988,303	80.1	1,055,471	81.8
II 固定資産						
1. 有形固定資産						
(1) 建物	3,337		3,907		3,337	
減価償却累計額	1,955	1,382	2,261	1,646	2,187	1,150
(2) 工具器具備品	51,249		62,162		62,350	
減価償却累計額	29,750	21,498	40,442	21,719	38,374	23,976
有形固定資産合計		22,881		23,365		25,126
				1.9		1.9
2. 無形固定資産		30,204		63,039		54,862
				5.1		4.3
3. 投資その他の資産		51,270		141,650		134,695
				11.5		10.4
固定資産合計		104,356		228,055		214,683
				18.5		16.6
III 繰延資産		—		17,752		20,288
				1.4		1.6
資 産 合 計		823,881		1,234,110		1,290,444
		100.0		100.0		100.0

期 間 科 目	前第1四半期会計期間末 (平成15年6月30日)		当第1四半期会計期間末 (平成16年6月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成16年3月31日)	
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
区分						
(負債の部)						
I 流動負債						
1. 買掛金	38,617		28,527		66,264	
2. 未払法人税等	72		1,680		2,289	
3. 賞与引当金	1,875		2,250		3,000	
4. 子会社整理損失引当金	—		146,816		149,817	
5. その他	13,192		22,260		14,179	
流動負債合計	53,757	6.5	201,534	16.3	235,551	18.3
II 固定負債						
1. 長期預り金	—		4,827		2,413	
固定負債合計	—		4,827	0.4	2,413	0.1
負債合計	53,757	6.5	206,362	16.7	237,965	18.4
(資本の部)						
I 資本金	640,150	77.7	1,144,481	92.8	1,144,481	88.7
II 資本剰余金	182,950	22.2	683,397	55.4	683,397	53.0
III 利益剰余金	△52,976	△6.4	△794,827	△64.4	△768,848	△59.6
IV その他有価証券評価差額金	—		△3,198	△0.3	△4,448	△0.3
V 自己株式	—		△2,103	△0.2	△2,103	△0.2
資本合計	770,123	93.5	1,027,748	83.3	1,052,479	81.6
負債資本合計	823,881	100.0	1,234,110	100.0	1,290,444	100.0

第1四半期キャッシュ・フロー計算書

科 目	期 間		
	前第1四半期会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年6月30日) 金額(千円)	当第1四半期会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年6月30日) 金額(千円)	前事業年度の キャッシュ・フロー計算書 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日) 金額(千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前第1四半期(当期)純損失	△11,955	△23,486	△725,610
減価償却費	3,383	3,051	13,682
社債発行費償却	—	2,536	10,144
貸倒引当金の減少額	△200	—	△200
賞与引当金の減少額	△11,774	△750	△10,649
子会社整理損失引当金の減少額	—	△3,001	—
受取利息及び受取配当金	—	△0	△107
社債発行中止費用	—	—	65,000
子会社整理損	—	—	525,224
有形固定資産除却損	201	12	201
無形固定資産除却損	—	—	1,254
固定資産売却損	—	26	—
たな卸資産評価損	—	—	2,534
売上債権の減少額	40,054	16,819	50,826
たな卸資産の増加額	△4,521	△19,758	△35,506
その他流動資産の増加額	△3,574	△9,447	△9,787
仕入債務の増減額(減少:△)	△26,818	△37,736	829
その他流動負債の増加額	5,372	8,081	6,354
その他	—	2,936	1,672
小 計	△9,832	△60,716	△104,137
受取利息及び配当金の受取額	—	50	57
法人税等の受取額	—	—	13,901
法人税等の支払額	—	△3,103	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	△9,832	△63,770	△90,179
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△1,123	△570	△12,224
無形固定資産の取得による支出	△8,784	△8,959	△36,138
無形固定資産の売却による収入	—	23	—
関係会社株式の取得による支出	—	—	△130,000
投資有価証券の取得による支出	—	—	△51,279
貸付けによる支出	—	—	△200,000
貸付金の回収による収入	—	—	24,592
敷金・保証金の増加による支出	—	△6,229	△106,216
投資その他の資産の増加による支出	△182	—	—
投資その他の資産の減少による収入	—	—	182
投資活動によるキャッシュ・フロー	△10,090	△15,735	△511,084
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
社債の発行による収入	—	—	904,567
株式の発行による収入	500	—	5,283
自己株式の取得による支出	—	—	△2,103
財務活動によるキャッシュ・フロー	500	—	907,747
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—	—
V 現金及び現金同等物の増減額	△19,422	△79,505	306,482
VI 現金及び現金同等物の期首残高	547,535	854,018	547,535
VII 現金及び現金同等物の期末残高	528,112	774,513	854,018

## 生産、受注及び販売の状況

### (1) 生産実績

当第1四半期会計期間における生産実績を事業分野別に示すと、次のとおりであります。  
(単位：千円)

事業分野	生産高	前年同期比(%)
交通関連分野	51,579	72.7
位置情報インフラ提供分野	2,573	37.6
生活情報分野	8,133	1,404.7
次世代インフラ分野	90,985	186.7
その他分野	12,968	76.0
合計	166,240	115.3

(注) 1. 金額は販売価格によっております。  
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (2) 受注状況

当第1四半期会計期間における受注状況を事業部門別に示すと、次のとおりであります。  
(単位：千円)

事業分野	受注高		受注残高	
		前年同期比(%)		前年同期比(%)
交通関連分野	17,338	46.7	102,325	75.3
位置情報インフラ提供分野	885	5.3	3,600	15.2
生活情報分野	6,203	—	388	22.3
次世代インフラ分野	117,093	459.4	98,600	113.1
その他分野	18,548	90.9	20,352	139.4
合計	160,068	160.7	225,267	85.6

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (3) 販売実績

当第1四半期会計期間における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。  
(単位：千円)

事業分野	販売高	前年同期比(%)
交通関連分野	50,724	74.2
位置情報インフラ提供分野	2,085	47.0
生活情報分野	8,133	1,404.7
次世代インフラ分野	65,543	136.2
その他分野	5,996	40.0
合計	132,483	97.0

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## その他

(ストックオプションとしての新株予約権の発行)

当社は、平成16年5月13日開催の取締役会及び平成16年6月24日開催の第6期定時株主総会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、下記のとおり、ストックオプションの実施を目的として、株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権の発行の決議を行いました。

### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権の発行をする理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、3. の要領に記載のとおり、当社の従業員並びに顧問に対しストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

### 2. 新株予約権割当の対象者

当社の従業員並びに顧問契約に基づき当社に助言する当社顧問（以下「対象者」と総称する。）に割当てるものといたします。

### 3. 新株予約権発行の要領

#### (1) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

普通株式 300株を総株数の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1端株（1株の100分の1。ただし、会社が定款をもって端株原簿に記載すべき端数の1株に対する割合につき、1株の100分の1とは異なる割合を定めている場合は、その割合。）未満の端数を生じるときは、これを切り捨てる。ただし、会社が定款をもって1株に満たない端数を端株として端株原簿に記載しない旨を定めている場合、または、単元株制度を採用する場合には、1株未満の端数を切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（又は併合）の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

#### (2) 発行する新株予約権の総数

300個を上限とする（新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）。

なお、各対象者に対して発行する新株予約権の数は、当社の従業員に対しては50個、また、当社顧問に対しては30個をそれぞれ上限とし、その配分に関しては当社取締役会にご一任いただきたく存じます。

#### (3) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

#### (4) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権1個当りの払込金額は、次により決定される1株当りの払込金額（以下「行使価額」という。）に(2)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日（終値のない日を除く。）における大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値に1.05を乗じた価額とし、これにより生じた1円未満の端数はこれを切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行日の終値（終値がない場合は、その日に先立つ直近日における終値。）を下回る場合は、新株予約権発行日の終値とする。

なお、新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後、時価を下回る価額で新株の発行（新株予約権、平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権（その権利行使により発行される株式の発行価額が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限る。）を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(5) 新株予約権の行使することができる期間

平成18年7月1日から平成26年5月31日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときはその前営業日を最終日とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても当社の従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、当社取締役会において承認を得た場合にはこの限りではない。なお、本条件は顧問として新株予約権を割当てた者に対しては適用しないものとする。
- ② この他新株予約権の行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(7) 新株予約権の消却事由および条件

次のいずれかに該当する場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に3.(6)に定める規定により、新株予約権の行使ができなくなった場合。
- ② 新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(9) 株式交換、株式移転による新株予約権の完全親会社への承継

- ① 当社が完全子会社となる株式交換、株式移転を行う場合は、新株予約権を完全親会社に承継させることができる。
- ② 新株予約権の目的となる株式の種類および数  
完全親会社となる普通株式とし、3.(1)に記載の株数に、当社株式1株に対する完全親会社株式の割当比率を乗じて決定し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。
- ③ 承継後の新株予約権の権利行使時に払込みをすべき金額  
次の算式により決定し、1円未満の端数が生じたときはこれを切り上げる。

$$\text{承継後の払込価額} = \text{承継前の払込価額} \times \frac{1}{\text{当社普通株式に対する完全親会社株式の割当比率}}$$

④ 承継後の新株予約権の権利行使期間

上記3.(5)に定める期間とし、承継時に権利行使期間が到来している場合には、株式交換または株式移転の効力発生日より3.(5)に定める期間の満了日までとする。

⑤承継後の新株予約権についての権利行使の条件並びに消却事由および条件

3. (6) 及び 3. (7) に定めるところと同様とする。

⑥承継後の新株予約権の譲渡制限

承継後の新株予約権の譲渡については完全親会社の取締役会の承認を要する。

(役員の異動) 平成16年6月24日付

1. 新任取締役 上野 圭一

久保田 克昭

※久保田克昭は商法第188条第2項第7号ノ2に規定する社外取締役の要件を充足する取締役です。

2. 新任監査役 樋口 和光

柴本 猛

平野 彰

※各氏は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役の要件を充足する監査役です。

3. 退任監査役 清水 力雄

斉藤 純雄

以上